

陸上交通の安全についての施策

第1章 道路交通の安全についての施策

1 道路交通環境の整備

少子高齢化等の社会情勢の変化に対応し，子どもを事故から守り，高齢者が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から，通学路，生活道路，市街地の幹線道路等において歩道を一層積極的に整備するなど，安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図っていくものとする。

また，道路交通環境の整備については，このほか，高規格幹線道路から地区内道路に至る適切に機能分担された安全な道路交通網の体系的整備を進め，生活道路への通過交通の流入抑制を図るとともに，特に交通の安全を確保する必要がある道路において，歩道等の交通安全施設等の整備，効果的な交通規制の推進等きめ細かな事故防止対策を実施することにより車両の速度の抑制や，自動車，自転車，歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境を形成することとする。さらに，自転車利用環境の整備については，コミュニティサイクル導入のための社会実験を行うこととする。

人優先の安全・安心な歩行空間の整備（通学路の歩道整備の推進）

道路ネットワークの整備と規格の高い道路の利用促進

事故の発生割合の高い区間における効果的で重点的な交通事故対策の実施

効果的な交通規制の推進

地域住民と一体となった道路交通環境の整備

高速自動車国道等における事故防止対策の推進

高度道路交通システム（ITS）の活用

安全・安心な自転車利用環境の整備

円滑・快適で安全な道路交通環境の整備

交通需要マネジメントの推進

総合的な駐車対策の推進

災害に備えた道路交通環境の整備

交通安全に寄与する道路交通環境の整備

2 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育指針（平10国家公安委員会告示15）等を活用し，幼児から成人に至るまで，心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに，高齢社会が進展する中で，高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに，他の世代に対しても高齢者の特性を知り，その上で高齢者を保護し，また，高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化する。さらに，自転車を使用することが多い小学生，中学生及び高校生に対しては，将来の運転者教育の基礎となるよう自転車の安全利用に関する指導を強化する。

- 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- 効果的な交通安全教育の推進
- 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- 住民の参加・協働の推進

3 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、このため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実に努める。特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実に努める。運転免許制度については、最近の交通情勢を踏まえて必要な改善を図る。

また、今後の自動車運送事業の変化を見据え、企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策の推進及び自動車運送事業者の安全対策の充実に努めるとともに、交通労働災害の防止等を図るための取組を進め、さらに「運輸安全マネジメント制度」を充実させ、より一層の安全性の向上を図る。

- 運転者教育等の充実
- 運転免許制度の改善
- 安全運転管理の推進
- 自動車運送事業者の安全対策の充実
- 交通労働災害の防止等
- 道路交通に関する情報提供の充実

4 車両の安全性の確保

今後、死者数や負傷者数の低減を進めていくための対策として、これまで効果を上げてきた被害軽減対策の進化・成熟化を図ることに加え、今後は、事故を未然に防止する予防安全対策について、先進技術の活用等により、更なる充実に努める。また、車両安全対策の推進に当たっては、規制と誘導的施策を総合的かつ有効に連携させるため、安全性に関する基準の拡充・強化のみならず、自動車製作者や研究機関等による安全な自動車の開発を促進する方策、使用者による安全な自動車の選択を促進する方策等を、基礎研究から実用・普及までの各段階に応じて適切に講じるとともに、不具合による事故の可能性を低減させるため、使用者による適切な自動車の保守管理の推進を図る。

- 車両の安全性に関する基準等の改善の推進
- 先進安全自動車（ASV）の開発・普及の促進
- 自動車アセスメント情報の提供等
- 自動車の検査及び点検整備の充実
- リコール制度の充実・強化
- 自転車の安全性の確保

5 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、高速自動車国道を含めた道路上の交通事故に即応できるよう、消防機関、医療機関等関係機関相互の連携を強化するとともに、救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実や救助・救急体制及び救急医療体制の一層の整備・充実を図る。

特に、負傷者の救命率・救命効果の一層の向上を図るため、救急現場又は搬送途上において、医師、看護師、救急救命士を含む救急隊員等による迅速かつ高度な救急医療、応急処置等の提供が可能となるよう体制整備を図るほか、一般への応急手当普及啓発活動等を推進する。

救助・救急体制の整備
救急医療体制の整備
救急関係機関の協力関係の確保等

第2章 鉄道交通の安全についての施策

1 鉄道交通環境の整備

鉄道交通の安全を確保するためには、鉄道線路、運転保安設備等の鉄道施設について常に高い信頼性を保持し、システム全体としての安全性の基礎を構築する必要がある。このため、鉄道施設の維持管理等の徹底を図るとともに、運転保安設備の整備、鉄道構造物の耐震性の強化等を促進し、安全対策の推進を図る。

鉄道施設の点検と整備
運転保安設備の整備
鉄道の地震対策の強化

2 鉄道の安全な運行の確保

鉄道の安全な運行を確保するため、保安監査の強化・充実を図るとともに、乗務員及び保安要員の知識及び技能の向上を図るよう指導する。国民全体に対しても広報活動を通じて安全意識の高揚を図る。

また、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築を推進するとともに、その確認を国が行う「運輸安全マネジメント制度」を充実させ、より一層の安全性の向上を図る。

さらに、鉄道事故等の再発防止や被害の軽減に資するよう、引き続き的確な原因究明を行う。

乗務員及び保安要員の教育の充実
列車の運行及び乗務員等の管理の改善
鉄道交通の安全に関する知識の普及
鉄道事業者に対する保安監査等の実施
気象情報等の充実
鉄道事故等原因究明等の充実
鉄道事故の未然防止対策の推進